

選手行動指針

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

本指針は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「当協会」という。）が定める強化指定選手及び一般選手（以下、総称して「参加選手」という。）が遵守すべき行動等を規定するものである。

第2条（遵守事項）

参加選手は、以下の各号に記載された事項を十分理解し、遵守しなければならない。

- ① 参加選手は、多くの国民やボランティアの支援を得ていること、常に社会から注視されていること、聴覚障害者ゴルファーの憧れであることなどを自覚し、聴覚障害者ゴルフ競技の牽引者としての行動をとらなければならない。
- ② 参加選手は、指導者やチームメイト、支援者に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
- ③ 参加選手は、それぞれ指定された活動及び行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加しなければならない。ただし、監督又はヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
- ④ 参加選手は、参加選手としての活動及び行事において、監督又はヘッドコーチによって定められた集合時間及び門限等を厳守しなければならない。
- ⑤ 参加選手は、公益財団法人全日本ろうあ連盟、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、又は日本代表選手団等からの要請があったとき、指定の衣服等を着用しなければならない。
- ⑥ 参加選手は、合宿中及び大会期間中においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋に立ち入ってはならず、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行わなければならない。
- ⑦ 参加選手は、合宿中及び大会期間中において、指定された喫煙所以外の場所で喫煙をしてはならず、夕食後の自由時間を除き、アルコール飲料を摂取してはならない。
- ⑧ 参加選手は、大会参加規則、登録及び事務手続に関する知識等の理解に努め、各種手続の期限を遵守しなければならない。
- ⑨ 参加選手は、補助金や助成金に関し、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- ⑩ 未成年の参加選手は、飲酒及び喫煙をしてはならない。
- ⑪ 参加選手は、アンチ・ドーピングの理念必要性を十分理解し、世界ドーピング防止規程及び禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用又は使用させることのないように努め

なければならない、薬を服用する際は事前にドクターに相談しなければならない。

- ⑫ 参加選手は、暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜、又はもてなしを受けること、若しくは反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うことなど、反社会的勢力と関係を有する一切の行為をしてはならない。
- ⑬ 参加選手は、暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、その他個人的な差別等の人権尊重の精神に反する行動をしてはならない。
- ⑭ 参加選手は、法令に違反する行為、本協会の名誉・信用を著しく毀損する行為、強化指定参加選手の信用を損なう行為、又は他者を誹謗中傷する行為をしてはならない。特に、SNSによる発信には注意しなければならない。
- ⑮ 参加選手は、上記各号に記載された事項に加えて、その他監督又はヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守しなければならない。

第3条（改正）

本指針は、理事会の決議によって改正することができる。

附則

本指針は令和3年11月20日から施行する。